

令和 年 月 日

米 原 市 長 様

〒

(申請者) 住 所 米原市

氏 名 ㊟

(自筆の場合は、押印不要)

生年月日 S H 年 月 日

電話番号

携帯番号

従事者証交付申請書兼箱わな貸付申請書

ハクビシン、アライグマを捕獲するため、捕獲に従事する者であることを証明する従事証の交付を受けたいので、下記により申請します。

なお貸付を受ける箱わなについて、下記の注意事項および各種関係法令等を遵守します。

記

捕獲等または採取等に 従事する者 (申請者と同じ場合は不要)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	S H 年 月 日
捕獲(箱わな設置)場所	米原市	
貸付を受ける箱わなの数量	基	
貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	

申請者住所位置図を添付して下さい。

「注意事項」

下記記載の注意事項を守らなかった場合や、期限までに返却を怠った場合は以後の貸付を行わないことがあります。

- 申請者の自己責任で箱わなの運搬、管理、餌の入れ替え等を実施しなければならない。
- 本申請により貸与する「箱わな(法定猟具)」については、申請者の責任において保管・管理し、万一、自己の責に帰する事由により破損・紛失した場合には、同等品を返却しなければならない。
- ハクビシン、アライグマを捕獲した場合、従事者はすみやかに山とみどり再生課(山東支所)まで捕獲個体を運搬しなければならない。
- ハクビシン、アライグマ以外が錯誤捕獲された場合、原則として従事者はすみやかにその場で放獣しなければならない。
- 貸付期間は、原則6ヶ月以内とし、貸付を行う箱わなの数量は、原則1世帯につき2基までとする。ただし、他に待機中の貸付申請者がいる場合で、1ヶ月以上捕獲のない箱わなについては、市の求めに応じて箱わなを返却しなければならない。
- 箱わな返却の際は、中の餌等を取り除き洗浄しなければならない。

※ 注意事項を読み□に☑をしてください。☑がない場合は受付できません。